

社会福祉法人いわお福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

- （イ）保育所の経営
- （ロ）地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人いわお福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を鹿児島県姶良市下名 60 番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成す

る。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとことができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定期評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集等)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2人がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第一八条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産

の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集等)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 鹿児島県姶良市下名字塚田53番地1、54番地1所在の鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき2階建山田保育園園舎一棟（1階502.16平方メートル、2階320.44平方メートル）
 - (2) 鹿児島県姶良市下名字塚田60番1所在の山田保育園敷地（716.12平方メートル）
 - (3) 鹿児島県姶良市下名字塚田60番3所在の山田保育園敷地（53平方メートル）
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、始良市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、始良市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるものほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第三八条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第七章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、姶良市長の認可（社会福祉法第45条第36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を

受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を姶良市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人いわお福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 岩男 トシエ

理事 小倉 稔夫

〃 郷田 良夫

〃 山内 義水

〃 中豊留 清

〃 吉富 遵

監事 新薗 藤雄

〃 城光寺トキヤ

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人いわお福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわお福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、役員のうち、常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務の執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の理事 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬、賞与、退職慰労金の額は、山田保育園職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用し、職務状態に応じて理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める次期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）
 - (2) 賞与 每年6月、12月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した場合は、職員給与規程に準じて支給
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規程にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次の通り端数処理する。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬規程の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に決める。

(廃案)

第11条 この規程の廃案は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表1 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事 (税340円差引後)

理事会等会議への出席	一日につき 5, 000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	一日につき 5, 000 円

(2) 監事 (税340円差引後)

理事会等会議への出席	一日につき 5, 000 円
監事監査等への出席	一日につき 5, 000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	一日につき 5, 000 円

別表2 (評議員への報酬)

(1) 評議員 (税340円差引後)

評議員会への出席	一日につき 5, 000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	一日につき 5, 000 円

社会福祉法人いわお福祉会 役員・評議員・評議員選任解任委員名簿

役職名	氏名	住所	職業
理事	岩男正子	姶良市	山田保育園園長
理事	瀬戸口悟	霧島市	あさひ幼稚園園長
理事	藤谷亞太可	姶良市蒲生町	幽栖寺住職
理事	苅屋龍栄	霧島市	霧島保育園事務
理事	畠中作郎	姶良市	無職
理事	岩男昭一	姶良市	山田保育園事務員
監事	榎原修	曾於市	清寿園園長
監事	山元格	姶良市	無職
評議員	城光寺俊和	姶良市	サワダ商会相談役
評議員	小野実	姶良市	姶良市社会福祉協議会事務局長
評議員	享保繁	姶良市	無職
評議員	立山経一	姶良市加治木町	川野保育所所長
評議員	下村直美	姶良市	下村建材社長
評議員	田中齊	姶良市	(有)姶良衛生勤務
評議員	犬童広美	姶良市	加治木望岳園勤務
評議員選任解任委員	山元格	姶良市	無職
評議員選任解任委員	森重宏美	姶良市蒲生町	山田保育園主任保育士
評議員選任解任委員	中間清人	姶良市	無職

監査報告書

平成31年5月18日

社会福祉法人いわお福祉会

理事長 岩男正子 殿

監事 山元裕 

監事 柳原修 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

□平成30年度相談・苦情

N0.1

- 相談・苦情 園児同士のことについて
○回答・結果 状況を話し、納得してもらう。

N0.2

- 相談・苦情 発熱時お迎えについて
○回答・結果 園の方針を伝える。

N0.3

- 相談・苦情 園児の発熱について
○回答・結果 状況を話し謝罪する。

N0.4

- 相談・苦情 市保健師より検診について
○回答・結果 園での状況を伝える。

N0.5

- 相談・苦情 お手拭きタオルについて
○回答・結果 説明し、納得してもらう。

N0.6

- 相談・苦情 市保健師より園児、保護者について聞かれる。
○回答・結果 園での様子を伝える。

決 算 報 告 書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日
(至) 平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人 いわお福祉会

法人単位資金収支計算書

(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名：社会福祉法人 いわお福祉会

(単位：円)

勘定科目		予 算	決 算	差 異	備 考
事業活動による収支	保育事業収入	113,400,000	113,670,700	▲ 270,700	
	受取利息配当金収入	21,000	4,853	16,147	
	その他の収入	1,800,000	1,346,156	453,844	
	事業活動収入計	115,221,000	115,021,709	199,291	
	人件費支出	90,301,000	86,646,146	3,654,854	
施設整備等による収支	事業費支出	14,540,000	14,073,657	466,343	
	事務費支出	6,005,000	5,739,855	265,145	
	その他の支出	2,300,000	2,181,292	118,708	
	事業活動支出計	113,146,000	108,640,950	4,505,050	
	事業活動資金収支差額	2,075,000	6,380,759	▲ 4,305,759	
その他の活動による収支	その他活動収入				
	その他活動収入計	0	0	0	
	その他活動支出				
	その他活動支出計	1,050,000	1,036,800	13,200	
	その他活動資金収支差額	▲ 1,050,000	▲ 1,036,800	▲ 13,200	
予備費	予備費収入				
	予備費収入計	0	0	0	
	予備費支出				
	予備費支出計	1,025,000	—	1,025,000	
	予備費資金収支差額	0	0	0	
当期資金収支差額合計		0	5,343,959	▲ 5,343,959	
前期末支払資金残高		14,531,118	14,531,118	0	
当期末支払資金残高		14,531,118	19,875,077	▲ 5,343,959	

山田保育園拠点 資金収支計算書

(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名:社会福祉法人 いわお福祉会

(単位: 円)

勘定科目		予 算	決 算	差 異	備 考
事業 収入	保育事業収入	113,400,000	113,670,700	▲ 270,700	
	委託費収入	105,500,000	105,940,660	▲ 440,660	
	その他の事業収入	7,900,000	7,730,040	169,960	
	補助金事業収入(公費)	2,200,000	2,969,040	▲ 769,040	
	補助金事業収入(一般)	100,000	76,000	24,000	
	受託事業収入(公費)	4,700,000	3,785,000	915,000	
	その他の事業収入	900,000	900,000	0	
	受取利息配当金収入	21,000	4,853	16,147	
	その他の収入	1,800,000	1,346,156	453,844	
	受入研修費収入	50,000	0	50,000	
事業 活動	利用者等外給食費収入	1,500,000	1,346,156	153,844	
	雑収入	250,000	0	250,000	
事業活動収入計		115,221,000	115,021,709	199,291	
活動 による 支出	人件費支出	90,301,000	86,646,146	3,654,854	
	職員給料支出	35,000,000	33,548,319	1,451,681	
	職員賞与支出	13,000,000	12,048,795	951,205	
	非常勤職員給与支出	31,000,000	30,252,350	747,650	
	退職給付支出	801,000	801,000	0	
	法定福利費支出	10,500,000	9,995,682	504,318	
	事業費支出	14,540,000	14,073,657	466,343	
	給食費支出	6,080,000	6,118,159	▲ 38,159	
	保健衛生費支出	950,000	908,712	41,288	
	保育材料費支出	2,940,000	2,715,582	224,418	
	水道光熱費支出	2,050,000	1,951,648	98,352	
	消耗器具備品費支出	1,400,000	1,361,436	38,564	
	保険料支出	220,000	154,525	65,475	
	賃借料支出	900,000	863,595	36,405	
	事務費支出	6,005,000	5,739,855	265,145	
	福利厚生費支出	750,000	642,004	107,996	
	職員被服費支出	35,000	32,606	2,394	
	旅費交通費支出	605,000	502,856	102,144	
	研修研究費支出	150,000	91,804	58,196	
	事務消耗品費支出	765,000	741,455	23,545	
収支 支	修繕費支出	600,000	665,321	▲ 65,321	
	通信運搬費支出	200,000	177,057	22,943	
	業務委託費支出	1,100,000	1,079,808	20,192	
	手数料支出	1,000,000	1,028,128	▲ 28,128	
	保険料支出	600,000	590,016	9,984	
	雑支出	200,000	188,800	11,200	
	その他の支出	2,300,000	2,181,292	118,708	
	利用者等外給食費支出	2,300,000	2,181,292	118,708	
	事業活動支出計	113,146,000	108,640,950	4,505,050	
	事業活動資金収支差額	2,075,000	6,380,759	▲ 4,305,759	
施設整備等による 収支	施設整備等収入計	0	0	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,050,000	1,036,800	13,200	
	施設整備等支出計	1,050,000	1,036,800	13,200	
	施設整備等資金収支差額	▲ 1,050,000	▲ 1,036,800	▲ 13,200	
その他の収支					

勘定科目		予 算	決 算	差 異	備 考
他の活動による収支	入				
	その他他の活動収入計	0	0	0	
	支				
	その他他の活動支出計	0	0	0	
その他の活動資金収支差額		0	0	0	
予備費支出		1,025,000 0	—	1,025,000	
当期資金収支差額合計		0	5,343,959	△ 5,343,959	

前期末支払資金残高	14,531,118	14,531,118	0	
当期末支払資金残高	14,531,118	19,875,077	△ 5,343,959	

法人単位事業活動計算書

(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名：社会福祉法人 いわお福祉会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益 サービス活動収益計	113,670,700 113,670,700	111,285,780 111,285,780
	費用	人件費 事業費 事務費 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額	87,528,824 14,073,657 5,739,855 9,257,298 △ 3,009,473	86,556,143 14,502,541 6,999,530 9,590,803 △ 3,009,473
		サービス活動費用計	113,590,161	114,639,544
		サービス活動増減差額	80,539	△ 3,353,764
	収益	受取利息配当金収益 その他のサービス活動外収益	4,853 1,346,156	8,351 1,366,296
		サービス活動外収益計	1,351,009	1,374,647
	費用	その他のサービス活動外費用	2,181,292	2,269,688
		サービス活動外費用計	2,181,292	2,269,688
		サービス活動外増減差額	△ 830,283	△ 895,041
経常増減差額		△ 749,744	△ 4,248,805	3,499,061
特別増減の部	収益			
		特別収益計	0	0
	費用	特別費用計	0	0
		特別増減差額	0	0
		当期活動増減差額	△ 749,744	△ 4,248,805
		前期繰越活動増減差額	63,995,899	68,244,704
		当期末繰越活動増減差額	63,246,155	63,995,899
		基本金取崩額	0	0
		その他の積立金取崩額	0	0
繰越活動増減差額の部		その他の積立金積立額	0	0
		次期繰越活動増減差額	63,246,155	63,995,899
				△ 749,744

山田保育園拠点 事業活動計算書

(自)平成30年 4月 1日 (至)平成31年 3月31日

法人名: 社会福祉法人 いわお福祉会

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
サ 益	保育事業収益	113,670,700	111,285,780	2,384,920
	委託費収益	105,940,660	103,756,620	2,184,040
	その他の事業収益	7,730,040	7,529,160	200,880
	補助金事業収益(公費)	2,969,040	2,079,360	889,680
	補助金事業収益(一般)	76,000	56,800	19,200
	受託事業収益(公費)	3,785,000	4,562,000	△ 777,000
	その他の事業収益	900,000	831,000	69,000
	サービス活動収益計	113,670,700	111,285,780	2,384,920
	人件費	87,528,824	86,556,143	972,681
	職員給料	33,548,319	36,784,886	△ 3,236,567
ビ ス 活 動 費	職員賞与	8,957,895	9,976,007	△ 1,018,112
	賞与引当金繰入	3,973,578	3,090,900	882,678
	非常勤職員給与	30,252,350	26,133,339	4,119,011
	退職給付費用	801,000	890,000	△ 89,000
	法定福利費	9,995,682	9,681,011	314,671
	事業費	14,073,657	14,502,541	△ 428,884
	給食費	6,118,159	5,953,039	165,120
	保健衛生費	908,712	944,867	△ 36,155
	保育材料費	2,715,582	2,821,057	△ 105,475
	水道光熱費	1,951,648	1,906,040	45,608
増 減 用 の 部	消耗器具備品費	1,361,436	1,778,267	△ 416,831
	保険料	154,525	148,285	6,240
	賃借料	863,595	950,986	△ 87,391
	事務費	5,739,855	6,999,530	△ 1,259,675
	福利厚生費	642,004	724,635	△ 82,631
	職員被服費	32,606	21,816	10,790
	旅費交通費	502,856	619,870	△ 117,014
	研修研究費	91,804	132,820	△ 41,016
	事務消耗品費	741,455	794,171	△ 52,716
	修繕費	665,321	1,287,800	△ 622,479
サ ー ビ ス 活 動 外 費 用	通信運搬費	177,057	201,118	△ 24,061
	業務委託費	1,079,808	1,138,508	△ 58,700
	手数料	1,028,128	1,242,250	△ 214,122
	保険料	590,016	618,342	△ 28,326
	雑費	188,800	218,200	△ 29,400
	減価償却費	9,257,298	9,590,803	△ 333,505
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 3,009,473	△ 3,009,473	0
	サービス活動費用計	113,590,161	114,639,544	△ 1,049,383
	サービス活動増減差額	80,539	△ 3,353,764	3,434,303
	受取利息配当金収益	4,853	8,351	△ 3,498
サ ー ビ ス 活 動 外 増 減 の 部	その他のサービス活動外収益	1,346,156	1,366,296	△ 20,140
	利用者等外給食収益	1,346,156	1,366,296	△ 20,140
	サービス活動外収益計	1,351,009	1,374,647	△ 23,638
	その他のサービス活動外費用	2,181,292	2,269,688	△ 88,396
	利用者等外給食費	2,181,292	2,269,688	△ 88,396
	サービス活動外費用計	2,181,292	2,269,688	△ 88,396
	サービス活動外増減差額	△ 830,283	△ 895,041	64,758
	経常増減差額	△ 749,744	△ 4,248,805	3,499,061
	特別収益			

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
増 減 の 部	特別収益計	0	0	0
費 用 の 部	特別費用計	0	0	0
特 別 増 減 差 額 の 部	特別増減差額	0	0	0
	当期活動増減差額	△ 749,744	△ 4,248,805	3,499,061
緑 越 活 動 增 減 差 額 の 部	前期繰越活動増減差額	63,995,899	68,244,704	△ 4,248,805
	当期末繰越活動増減差額	63,246,155	63,995,899	△ 749,744
	基本金取崩額	0	0	0
	その他の積立金取崩額	0	0	0
	その他の積立金積立額	0	0	0
	次期繰越活動増減差額	63,246,155	63,995,899	△ 749,744

法人単位貸借対照表

平成31年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 いわお福祉会

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流动資産	23,467,484	18,460,398	5,007,086	流动負債	8,602,785	8,056,980	545,805
現金預金	14,314,934	8,168,958	6,145,976	事業未払金	1,949,469	2,150,637	△ 201,168
事業未収金	6,183,510	8,212,080	△ 2,028,570	1年内返済予定リース債務	1,036,800	1,036,800	0
未収補助金	2,969,040	2,079,360	889,680	職員預り金	1,642,938	1,778,643	△ 135,705
				賞与引当金	3,973,578	3,090,900	882,678
固定資産	216,240,538	225,497,836	△ 9,257,298	固定負債	3,715,200	4,752,000	△ 1,036,800
基本財産	155,386,469	162,155,577	△ 6,769,108	リース債務	3,715,200	4,752,000	△ 1,036,800
土地	17,406,262	17,406,262	0	負債の部合計	12,317,985	12,808,980	△ 490,995
建物	137,980,207	144,749,315	△ 6,769,108	純資産の部			
その他の固定資産	60,854,069	63,342,259	△ 2,488,190	基本金	17,740,474	17,740,474	0
建物	596,658	671,158	△ 74,500	国庫補助金等特別積立金	94,682,689	97,692,162	△ 3,009,473
構築物	3,073,343	4,086,440	△ 1,013,097	その他の積立金	51,720,719	51,720,719	0
器具及び備品	711,349	1,075,142	△ 363,793	保育所施設・設備整備積立金	51,720,719	51,720,719	0
有形リース資産	4,752,000	5,788,800	△ 1,036,800	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	63,246,155	63,995,899	△ 749,744
保育所施設・設備整備積立資産	51,720,719	51,720,719	0		△ 749,744	△ 4,248,805	3,499,061
				純資産の部合計	227,390,037	231,149,254	△ 3,759,217
資産の部合計	239,708,022	243,958,234	△ 4,250,212	負債及び純資産の部合計	239,708,022	243,958,234	△ 4,250,212

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 いわお福祉会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち當年度の帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

山田保育園拠点（社会福祉事業）

- 「法人本部」
- 「保育所 山田保育園」
- 「山田児童クラブ」

当拠点区分の作成する計算書類等は以下の通りになっている。

- ① 計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- ② 拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3⑩）
- ③ 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3⑪）は省略している

(3) その他

当法人では、单一拠点で社会福祉事業のみを実施している為計算書類において、各号の第2第3様式は省略しています。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	17,406,262	0	0	17,406,262
建物	144,749,315	0	6,769,108	137,980,207
合計	162,155,577	0	6,769,108	155,386,469

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	17,406,262	0	17,406,262
建物（基本財産）	185,363,963	47,383,756	137,980,207
建物	1,111,950	515,292	596,658
構築物	14,524,384	11,451,041	3,073,343
器具及び備品	11,684,579	10,973,230	711,349
有形リース資産	6,220,800	1,468,800	4,752,000
合計	236,311,938	71,792,119	164,519,819

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

山田保育園拠点 貸借対照表

平成31年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 いわお福祉会

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流动資産	23,467,484	18,460,398	5,007,086	流动負債	8,602,785	8,056,980	545,805
現金預金	14,314,934	8,168,958	6,145,976	事業未払金	1,949,469	2,150,637	△ 201,168
事業未収金	6,183,510	8,212,080	△ 2,028,570	1年以内返済予定リース債務	1,036,800	1,036,800	0
未収補助金	2,969,040	2,079,360	889,680	職員預り金	1,642,938	1,778,643	△ 135,705
				賞与引当金	3,973,578	3,090,900	882,678
固定資産	216,240,538	225,497,836	△ 9,257,298	固定負債	3,715,200	4,752,000	△ 1,036,800
基本財産	155,386,469	162,155,577	△ 6,769,108	リース債務	3,715,200	4,752,000	△ 1,036,800
土地	17,406,262	17,406,262	0	負債の部合計	12,317,985	12,808,980	△ 490,995
建物	137,980,207	144,749,315	△ 6,769,108	純資産の部			
その他の固定資産	60,854,069	63,342,259	△ 2,488,190	基本金	17,740,474	17,740,474	0
建物	596,658	671,158	△ 74,500	国庫補助金等特別積立金	94,682,689	97,692,162	△ 3,009,473
構築物	3,073,343	4,086,440	△ 1,013,097	その他の積立金	51,720,719	51,720,719	0
器具及び備品	711,349	1,075,142	△ 363,793	保育所施設・設備整備積立金	51,720,719	51,720,719	0
有形リース資産	4,752,000	5,788,800	△ 1,036,800	次期繰越活動増減差額	63,246,155	63,995,899	△ 749,744
保育所施設・設備整備積立資産	51,720,719	51,720,719	0	(うち当期活動増減差額)	△ 749,744	△ 4,248,805	3,499,061
				純資産の部合計	227,390,037	231,149,254	△ 3,759,217
資産の部合計	239,708,022	243,958,234	△ 4,250,212	負債及び純資産の部合計	239,708,022	243,958,234	△ 4,250,212